

令和7年度福島県障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

障がい者就労施設等の受注の機会を確保するため「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定を踏まえ、障がい者就労施設等からの物品や役務（以下「物品等」という。）の調達をより一層推進する。

2 調達の対象となる障がい者就労施設等

①「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等

- ・ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 生活介護事業所
- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所（A型、B型）

②「障害者基本法」に基づく国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

③「障害者優先調達推進法」の政令に基づく事業所

- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」上の特例子会社
- ・ 重度障がい者多数雇用事業所

（要件）障がい者の雇用者数が5人以上

障がい者の割合が従業員の20%以上

雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

④「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく在宅就業障がい者、在宅就業支援団体

3 調達方針の適用範囲

調達方針は、県の全ての機関に適用する。

なお、物品等の調達にあたっては、下記の物品・役務の品目分類を参考とする。

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、封筒、名刺等
	② 食料品	パン、弁当等
	③ 小物雑貨	衣服、食器類等
	④ その他の物品	家具等上記以外の物品
役 務	① 印刷	名刺、封筒、チラシ等
	② クリーニング	クリーニング等
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業等
	④ 情報処理、テープ起こし	ホームページ作成、データ入力等
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン等
	⑥ その他の役務	仕分け、発送、梱包等上記以外の物品

4 調達推進方法

① 情報提供体制等の整備

障がい者就労施設等が提供可能な物品等については、共有キャビネットやホームページ等を通じて各部局に情報提供を行い、県の入札情報等については共同受注窓口を通じて障がい者就労施設等へ情報提供を行う。また、本方針の担当窓口となる保健福祉部障がい福祉課において、各部局からの問い合わせへの対応を行い、必要に応じて、各部局等による会議を開催する等調達の推進に向けた連絡調整を行う。

② 市町村との連携

市町村に障がい者就労施設等から提供可能な物品等について情報提供を行い、障がい者就労施設等からの調達を全県的に進める。

③ 随意契約方式の活用

「地方自治法施行令」、「物品等調達に係る障がい者就労施設等登録等要綱」、「物品等調達における優先選定等実施要綱」による随意契約を活用する。

④ 共同受注窓口の活用

共同受注窓口である「※福島県授産事業振興会」を積極的に活用する。

※ 県内の障がい者就労施設等を利用する人々の生活処遇を高めるため、自主、委託生産及び販売にわたる共同受注・発注等に取り組んでいる団体。

⑤ 障がい者就労施設等との協働

障がい者就労施設等に対して県が必要とする物品等の情報を提供するとともに、物品等の質の確保や品目等の拡大等、調達の推進に向けた取組を促進する。また、障がい者就労施設等への発注に当たっては、納期、納入条件等について適切な配慮を行うよう努めるものとする。

⑥ 公契約における障がい者の就業を促進するための措置等

公契約における障がい者の就業を促進するための措置を講ずるよう努める。

⑦ 障害者優先調達推進法等の周知

職員一人一人が物品等の調達に際して障がい者就労施設からの調達を心掛けられるよう、障害者優先調達推進法等についての周知徹底を図る。

5 調達目標

令和5年度実績	令和7年度目標
28,502千円	30,500千円

6 調達実績の公表

調達実績については、年度終了後、取りまとめて県ホームページ及び県政情報センターにおいて公表する。

7 調達方針の見直し

調達方針については、調達の実績等を踏まえ、必要に応じて見直しをするものとする。